**「市民公益税制（４号条例）手続条例（案）」の概要**

**条例の趣旨・基本的な施策**

■目的

　地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる、地域において住民福祉の増進に取り組むＮＰＯ法人を条例で指定するにあたり、その基準や手続等について定めるため条例を制定する。

■条例指定手続

　ＮＰＯ法人の指定にあたっては、客観性・公平性を担保するため、有識者等の第三者からなる『大阪府特定非営利活動法人条例指定審査会（仮称）』を設置し、指定基準に基づいて審査を行うとともに、他団体等との協働の状況や将来の事業の発展性、地域課題の解決に尽力しているかなどについて、専門的な見地から多面的に検討。知事は、審査会の意見も参考に総合的に判断し、条例案を上程。議会の審議を経て、条例で定める。

■指定基準

　地方税法の趣旨を踏まえ、府民からの支持や高い公益性を評価する基準として、寄附金要件などの定

量的基準とともに、『大阪府府民協働促進指針』に掲げられる協働の取組などの定性的基準も設定。

　また、申出にあたって適格性の有無を確認するため、事務所要件や活動実績要件、欠格事由を設ける。

■その他

　・条例指定ＮＰＯ法人として、役員報酬規程や事業報告書等の提出

　・申出事項について変更があった場合の変更届の提出

　・条例指定の有効期間（５年間）及び更新手続き等について

　・条例指定ＮＰＯ法人が合併した場合の手続きについて

　・条例指定の取消しについて

条例案上程

審査会

事務局

審査

申出

条例

指定

**参考**

地方税法第37条の２第１項第４号（抜粋）

　特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第３項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第１項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該都道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税者に及ぶと認められるものを除く。）

**条例の概要**

○申出手続きについて

　知事あてに添付書類を添えて申出書を提出、審査会の意見も聞き、指定基準に照らして総合的に判断。

○指定基準について

|  |  |
| --- | --- |
| **要件** | **内容** |
| １ 申請適格性 | 次の（1）、（2）、（3）のいずれの要件も満たしていること |
| （1） 事務所要件 | 大阪府内に事務所を有すること  　・事務所の主たる、従たるは問わない |
| （2） 活動実績要件 | ２事業年度以上の活動実績を有すること  　・事業年度が２年終了していること |
| （3） 欠格事由 | 次の①～⑥のいずれにも該当しないこと  ①役員が禁錮以上の刑に処せられたり、暴力団の構成員等であるとき  ②認定又は指定の取消しの日から５年を経過していない  ③定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している  ④国税又は地方税の滞納処分を受けている  ⑤国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過していない  ⑥暴力団、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの |
| ２ 基本要件 | 次の①～⑥のいずれの要件も満たしていること  ①事業活動において共益的な活動の占める割合が50％未満  ②運営組織及び経理が適切であること  ③事業活動の内容が適正であること  ④情報公開を適切に行っていること  ⑤事業報告書等を所轄庁に提出していること  ⑥法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと |
| ３ 府民等からの支持、公益性の高さを確認する基準 | 次の（1）、（2）、（3）のいずれの要件も満たしていること |
| （1） 情報発信要件 | 府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報を発信し、更新していること |
| （2） 寄附金要件 | 次の①又は②のいずれかの基準を満たしていること  ①総収入に占める寄附金収入の割合が５分の１以上  ②年3,000円以上の寄附者が年平均50人以上 |
| （3） 協働要件 | さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること |

○条例指定の取消しについて

　　【条例指定を取消す場合】

・欠格事由に該当するとき

・偽りその他不正の手段により条例指定を受けたとき

・正当な理由なく、改善命令に従わないとき

・条例指定ＮＰＯ法人から条例指定の取消しの申出があったとき

・条例指定ＮＰＯ法人が解散したとき

　　【条例指定を取消すことがある場合】

・指定基準（欠格事由は除く。）に適合しなくなったとき

・事業報告書等、変更届、役員報酬規程等を提出しなかったとき

・その他法令等に違反したとき

○施行日　平成２７年６月１日

**条例指定の背景**

○平成26年１月「大阪府府民協働促進指針」を策定

　地域におけるＮＰＯ法人や社会福祉法人等の自立性を高め、行政や自治会等との協働の取組により　　　地域課題の解決を図り、共助社会の実現をめざす。市民公益税制の導入を共助社会の実現に向けた府の具体的な取組の１つとしている。

○市民公益税制（４号条例）

　地域で公益的な活動を行う特定非営利活動法人を条例で指定し、当該法人に対して府民が寄附を行った場合に、個人府民税の所得割の税額控除を行う制度。

本制度の目的は

　①地域における民間公益活動の活性化により、地域課題の解決促進を図ること

　②寄附文化の機運の醸成を図り、各法人の財政基盤の強化を図ること

○平成26年４月、大阪府特定非営利活動法人条例指定制度検討審議会を設置

　知事が審議会に、住民福祉の増進に寄与する特定非営利活動法人の指定基準等に関する考え方について諮問。審議会では、計７回にわたって、指定基準等について議論し、11月11日に答申を提出。

○指定基準については、ＮＰＯ法人や中間支援団体、府民等から意見をうかがうため、ＮＰＯ法人との意見交換会（８月）、府民意見募集（９～10月）を実施し、反映済。